

## 障害児入所施設に入所している障害児の障害福祉サービス・障害児通所支援の併給について

障害児入所施設に入所している障害児の障害福祉サービス・障害児通所支援の併給について、以下のとおり通知等が発出されている。

○障害児施設給付費等の支給決定について（平成 19 年 3 月 22 日 障発第 0322005 号）

### 第三 障害児に係わる支給決定の方法

#### 3 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ（併給関係）

障害児を持つ親の個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）を導入したことに伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害児の発達について効果的に支援する観点から、都道府県又は市町村が支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

具体的な例を挙げれば、指定知的障害児施設支援等（通所による指定支援を除く。）を利用する障害児については、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護等）については、原則として利用することはできない。ただし、一時帰宅する場合であって、市町村が特に必要と認める場合においては、指定知的障害児施設支援等（通所による指定施設支援を除く。）に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、障害者自立支援法に係る訪問系サービスについて支給決定を行うことは可能である。

○入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて（平成 28 年 6 月 28 日 障発第 0628 第 1 号）

同行援護等の対象となる障害者等が医療機関に入院するときには、入退院時に加え、入院中に医療機関から日帰りでの外出する場合、1泊以上の外泊のため医療機関と外泊先を行き来する場合及び外泊先において移動の援護等を必要とする場合は、同行援護等<sup>※1</sup>を利用することができる。

○入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いに関するQ&A（平成28年7月29日 事務連絡）

（抜粋）

障害児入所施設については、入所する障害児に対して必要な日常生活上の支援を行うものであり、外出・外泊時に支援が必要な場合、原則として同行援護等を利用することはできない。ただし、市町村が特に必要と認める場合においては、施設入所に係る報酬が全く算定されない期間中に限り、同行援護等を利用することは差し支えない。

※<sup>1</sup> 医療機関入院中の外出・外泊を伴う移動支援に係る障害福祉サービス（同行援護、行動援護、重度訪問介護）のことをいう。

○障害児通所給付費に係る通所給付決定事務について（令和元年7月版）

### Ⅲ 通所給付決定

#### 2 同時に通所給付決定できるサービスの組み合わせ

##### （1）基本的な考え方

障害児の保護者の個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、利用実績払い（日額報酬）により、報酬（介護給付費等を含む。）の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能であることから、原則として、併給できないサービスの組み合わせは特定せず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障害児の発達について効果的に支援する観点から、市町村が通所給付決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

##### （2）具体的な運用

- ① 障害児入所施設に入所する障害児については、入所中は、原則として障害児通所支援を利用することはできない。ただし、一時帰宅中において、支援が必要な事情が生じた場合には、通常、入所施設に戻って必要な支援を受けることが想定されるが、一時帰宅中の指定入所支援の報酬（入院・外泊時加算を含む。）を算定しない場合は、帰宅先における介護者の一時的な事情により必要な介護を受けることが困難で、かつ、直ちに入所施設に戻ることも困難である場合等、市町村が特に必要と認める場合は、通所給付決定を行うことは可能である。